

公益社団法人富山県栄養士会生涯教育(基幹教育)実施要領

公益社団法人富山県栄養士会（以下、「本会」という。）は、生涯教育（基幹教育）を下記のとおり実施する。

記

1 目的

(1) 生涯職能開発による能力向上

管理栄養士・栄養士は科学の進歩と社会の変化に的確に対応するために、常にスキルの向上を図り、専門職としての能力の習熟が求められます。そこで、キャリア形成を支援できる制度とするために、生涯職能開発（CPD: continuous professional development）の考え方を取り入れた生涯教育制度として、「単位」や「認定」の取得ではなく、管理栄養士・栄養士として国民のために役立てる能力を身につける。

(2) PDCAサイクルの活用による社会的評価

自身の評価をおこない、到達目標を決定して研修計画（P）を各自で作成し、実践（D）、評価（C）、改善・見直し（A）を繰り返すことによりスキルの向上をめざす。これにより、管理栄養士・栄養士が「知識・技術・倫理の面で信頼できる専門職」であるとの社会的評価を得る。

2 対象

本会会員及び一般の方々

ただし、単位取得及び認定については、本会正会員かつに日本栄養士会正会員に限る。

3 単位

1単位当たりの研修実施時間については、次のとおりとする

- (1) 講義 90分
- (2) 演習、実習等 180分

4 内容

(1) 基本研修

本会は、管理栄養士・栄養士として備えておくべき職域共通の基本スキルの修得のため、別紙「基本研修項目一覧」の各項目の研修について、基本的に日本栄養士会のeラーニングへの参加を推奨する。

(2) 実務研修

実務研修は、各領域に特化した知識・技能研修のための分野別研修を相互に活用して、実施するものとする。企画及び実施にあたっては、別途設置する生涯教育委員会と連携、情報交換、調整を図る。

本会は、（公社）日本栄養士会「認定管理栄養士・栄養士」取得のために年間で概ね10単位程度の実施に努めるものとする。

また、各職域事業部会員のみを対象とした事業部毎に開催する研修会についても当該年度4月1日までに生涯教育委員会に実務研修認定申請書を提出し、必要時間数及び項目内容等を審査し、適正であれば実務研修の単位とするものとする。

5 会員への周知

生涯教育（基幹研修）の効率的な実施を図るため、年間研修計画を作成し、本会の会報、ホームページ等により周知する。

6 運営組織と役割

本会に生涯教育委員会を設置し、次の運営に関する事項を行う。委員会は、本会の各職域事業部から選任された委員をもって組織し、運営する。

- (1) 研修内容の企画・計画
 - ①基本研修・実務研修の年間実施計画の作成
 - ②研修の内容、単位配分と研修方法（講義・演習）の検討及び決定
 - ③実施日時及び会場、講師の選出と交渉
 - ④アンケートの作成、集計及び次年度に向けた考察
- (2) 研修会の運営
 - ①研修会運営の役割分担の検討及び決定
 - ②各役割分担の業務内容について検討及び決定
- (3) 事務局の業務
 - ①委員の委嘱、委員名簿の管理、委員会開催通知
 - ②講師依頼に関する通知
 - ③会員への開催通知・参加費の徴収
 - ④受講者名簿の作成と管理

7 実施報告

基幹教育（基本研修・実務研修）の実施報告書を作成し、（公社）日本栄養士会に提出する。

8 基幹研修の単位認定

単位認定及び認定申請に関わる事務については、（公社）日本栄養士会の業務委託を受けた業務として富山県栄養士会事務局が代行する。

- (1) 単位の取得と認定
 - ①単位の取得
会員は、各種生涯教育（基幹教育）を受講して、所定の単位（基本研修30単位、実務研修30単位（臨床栄養40単位））を取得する。
 - ②単位の振替認定
本会へ申請された他の職域団体等による研修について、栄養士会生涯教育としての適切性を審査し、振替認定指定研修会として決定する。振替認定指定研修会を受講し、単位認定を希望する者は、本会の指定した時期に振替単位取得証明書を提示して、単位認定を受けることができる。なお、振替認定できる単位は15単位（臨床栄養分野は20単位）を上限とする。

9 受講料

- (1) 生涯教育（基幹教育）に係る必要な経費は次のとおりとする
 - ①富山県栄養士会会員の受講料は、講義1単位1,000円、演習1単位2,000円とする。
 - ②他県栄養士会会員の受講料は、講義1単位2,000円、演習1単位4,000円とする
 - ③非会員の受講料は、講義1単位6,000円、演習1単位12,000円とする
 - ④学生の受講料は、講義1単位500円、演習1単位500円とする
 - ⑤コース受講の設定は、開催年度毎に生涯教育委員会で検討する
 - ⑥他団体の研修を受講し認定を受ける場合、1単位の認定手数料は200円とする。

作成 平成27年11月1日
改定 平成29年11月1日
改定 令和6年5月